

後期高齢者医療制度

保険料が年金天引きされている方、4月から年金天引きが始まる方へ 保険料の仮徴収を行います

後期高齢者医療保険料を、年金からの天引き(特別徴収)で納める方は、年6回の年金支給月に保険料が天引きされます。

◎4月・6月・8月は保険料の「仮徴収期間」です

年間の保険料額は、毎年7月に市民税・都民税の所得内容を基に算定し、決定します。

そのため、年間保険料額が決定するまでは「仮徴収期間」として、同年2月と同額の保険料を、4月・6月・8月の3回で納めることとなります。

7月に年間保険料額が決定した後は、既に「仮徴収期間」

入した方のうち、4月から新たに保険料が年金から天引きされる方 ◎年金天引きから口座振替へ 納付方法の変更が可能です

介護保険制度が変わります

保険料の納付方法は、年金天引きによる納付が原則となつていますが、申し出により口座振替(普通徴収)に変更することが出来ます。

市では、平成37年の総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合は約3割と推計されています。

変更を希望する方は、①口座番号が分かるもの②口座の届け出印③後期高齢者医療被保険者証(既に後期高齢者医療保険料の口座振替を登録している方は③のみ)を持参の上、保険年金課高齢者医療係(市役所1階)で手続きをしてください。

27年度の介護保険制度の主な改正として、費用負担の公平化を図るために、世帯非課税所得者の保険料の軽減拡充の他、一定以上の所得のある方の利用者負担などが引き上げられます。

4月上旬に「仮徴収額決定通知書兼納入通知書」を送付します。4月・6月・8月は「仮徴収期間」として算定した保険料を納めることとなります。

詳しくは同係 ☎470・7846へ。

3月中に手続きをした場合、6月の年金天引きから中止になります。

詳しくは同係 ☎470・7846へ。

東久留米の未来創生へ

「地方創生」という流れに全国の自治体が動き始めています。東久留米市は東京圏の自治体であり、「地方」かどうか、疑問もあると思

く必要があります。地域の特性を生かしつつ、課題解決に向け戦略的にポイントを絞り、目標設定をし、地方版総合戦略として策定する。そして、その結果の検証も求められます。

市の課題整理に大変役立つてまいります。少子高齢化が加速する中、課題を見誤り、対策を先延ばしにすることは市政の発展に大きなマイナスとなります。

ライジングサン

市長 並木克巳



第一小学校の130周年記念式典

「地方」では、人口減少対策や景気対策などさまざまな課題解決が急がれていますが、東京の一人勝ちと言われる市内にも消滅可能性地域があることから、油断は禁物です。

市では昨年、財政健全経営検討会議を設置しており、会議での議論の結果は今後

27年度の主な改正の概要

◎4月からの変更点II介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への入所は、原則、要介護3以上の方が対象となります。

「特別入所の要件」に該当する場合は入所できることもあります。また、現在入所の方は引き続き入所できます。

◎27年度保険料算定分からの変更点II所得が低い方の介護保険料の軽減割合を拡大します(7月に保険料決定通知書を送付)

◎8月のサービス利用分からの変更点II65歳以上(第1号被保険者で一定以上の所得のある方は、介護サービスを利用するときの自己負担が2割になります)

◎8月のサービス利用分からの変更点II65歳以上(第1号被保険者で一定以上の所得のある方は、介護サービスを利用するときの自己負担が2割になります)

詳しくは同課 ☎470・7750、7818へ。



国民年金 だより

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

国民年金保険料は日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度があります。

カードによる納付やインターネットなどを利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411へ。

4月のお気軽に無料相談



Table with columns: 相談内容・定員, 実施日, 時間, 会場, 相談員, 予約開始日, 問い合わせ先

Table with columns: 相談内容, 実施日, 時間, 会場, 相談員, 問い合わせ先